

収 支 報 告 書

令和8年4月10日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 札場 泰司

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	415,834	415,834	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	0	0	
広 報 ・ 広 聴 費	963,904	963,904	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,009,206	1,009,206	
支 出 合 計	2,388,944	2,388,944	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会 堺市議会議員団
 札幌 泰司

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
(調査研究費)	4月～3月	政策情報（政策リサーチ） 政策情報（時事通信社）
	1月～3月	調査研究並びに質疑内容向上の為、OPEN AI を契約。
	6月	①地区計画（地域農業経営基盤強化促進計画） の取組事例について ②市街化調整区域の利活用・規制緩和事例に ついて ③堺市東京事務所の活動について ④堺モビリティイノベーションプロジェクト について、衆議院第一議員会館にて農林水産 省、国土交通省より説明を受け、堺市東京事 務所への視察を行った。
(広報・広聴費)	1月	実践的英会話学習を行っている北九州グロー バルゲートウェイへの視察を行った。また、 福岡市みどり経営基本方針について、福岡市 博物館リニューアル推進事業について、福岡 市役所にて視察を行った。
	9月、12月、 3月	市政報告チラシを作製し、ポスティングや街 頭で配布した。
(事務・事務所費)	4月～3月	住民からの相談や意見の聴取等に対応するた め、市政事務所・政務活動専用電話・政務活 動専用携帯電話、事務所用品を用意した。

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/4/10		810,000		810,000	政務活動費4月5月6月分 受入		
2025/4/10	1		2,805	807,195	ガソリン代 支払い	①	
2025/4/25	2		16,500	790,695	政策リサーチ5月分 支払い	①	
2025/4/25	3		52,000	738,695	事務所賃料・駐車場賃料5月分 支払い	⑨	
2025/4/28	4		5,344	733,351	携帯電話代 支払い	⑨	
2025/4/28	5		980	732,371	i P a dアップルケア 支払い	⑨	
2025/4/28	6		1,250	731,121	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
月 計		810,000	78,879	731,121			
累 計		810,000	78,879	731,121			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2025/5/12	1		2,623	728,498	ガソリン代 支払い	①	
2025/5/26	2		5,364	723,134	携帯電話代 支払い	⑨	
2025/5/26	3		1,250	721,884	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2025/5/26	4		980	720,904	i P a dアップルケア 支払い	⑨	
2025/5/26	5		7,121	713,783	事務所電話代 支払い	⑨	
2025/5/27	6		52,000	661,783	事務所賃料・駐車場賃料6月分	⑨	
2025/5/27	7		16,500	645,283	政策リサーチ6月分 支払い	①	
月 計		0	85,838	-85,838			
累 計		810,000	164,717	645,283			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/6/10	1		16,500	628,783	時事通信7～9月分 支払い	①	
2025/6/10	2		2,690	626,093	ガソリン代 支払い	①	
2025/6/25	3		52,000	574,093	事務所賃料・駐車場賃料7月分	⑨	
2025/6/25	4		16,500	557,593	政策リサーチ6月分 支払い	①	
2025/6/26	5		1,250	556,343	携帯電話 アップルケア 支払い	⑨	
2025/6/26	6		980	555,363	i P a dアップルケア 支払い	⑨	
2025/6/26	7		5,364	549,999	携帯電話代 支払い	⑨	
2025/6/26	8		178	549,821	東京メトロ運賃 支払い	①	
2025/6/26	9		490	549,331	J R西日本運賃 支払い	①	
2025/6/27	10		178	549,153	東京メトロ運賃 支払い	①	
2025/6/27	11		490	548,663	J R西日本運賃 支払い	①	
月 計		0	96,620	-96,620			
累 計		810,000	261,337	548,663			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/7/10		810,000		1,358,663	政務活動費7月分8月9月分 受入		
2025/7/10	1		2,595	1,356,068	ガソリン代 支払い	①	
2025/7/28	2		6,544	1,349,524	事務所電話代 支払い	⑨	
2025/7/28	3		5,401	1,344,123	携帯電話代 支払い	⑨	
2025/7/28	4		1,250	1,342,873	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2025/7/28	5		980	1,341,893	i P a dアップルケア 支払い	⑨	
2025/7/28	6		16,100	1,325,793	視察宿泊費 支払い	①	
月 計		810,000	32,870	777,130			
累 計		1,620,000	294,207	1,325,793			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/8/4	1		52,000	1,273,793	事務所賃料・駐車場賃料8月分 支払い	⑨	
2025/8/4	2		16,500	1,257,293	政策リサーチ8月分 支払い	①	
2025/8/12	3		38,000	1,219,293	視察交通費 支払い	①	
2025/8/25	4		52,000	1,167,293	事務所賃料・駐車場賃料9月分 支払い	⑨	
2025/8/25	5		16,654	1,150,639	政策リサーチ9月分 支払い	①	
2025/8/26	6		8,800	1,141,839	notta (AI議事録ソフト) プレミアム年間プラン 支払い	⑨	
2025/8/26	7		980	1,140,859	iPadアップルケア 支払い	⑨	
2025/8/26	8		1,250	1,139,609	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2025/8/26	9		5,385	1,134,224	携帯電話代 支払い	⑨	
2025/8/26	10		15,040	1,119,184	notta Memo (AIボイスレコーダー) 本体代金支払い	⑨	
月 計		0	206,609	-206,609			
累 計		1,620,000	500,816	1,119,184			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/9/5	1		12,823	1,106,361	notta(AI議事録ソフト)年間プレミアムプラン差額分 支払い	⑨	
2025/9/10	2		2,754	1,103,607	ガソリン代 支払い	①	
2025/9/10	3		16,500	1,087,107	時事通信10月～12月分 支払い	①	
2025/9/25	4		16,500	1,070,607	政策リサーチ10月分 支払い	①	
2025/9/25	5		52,000	1,018,607	事務所賃料・駐車場賃料10月分 支払い	⑨	
2025/9/26	6		6,452	1,012,155	携帯電話代 支払い	⑨	
2025/9/26	7		980	1,011,175	iPadアップルケア 支払い	⑨	
2025/9/26	8		1,250	1,009,925	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2025/9/26	9		7,878	1,002,047	事務所電話代 支払い	⑨	
2025/9/29	10		312,717	689,330	チラシ印刷・ポスティング代 支払い	⑦	
月 計		0	429,854	-429,854			
累 計		1,620,000	930,670	689,330			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/10/10		810,000		1,499,330	政務活動費10月11月12月分 受入		
2025/10/10	1		2,706	1,496,624	ガソリン代 支払い	①	
2025/10/27	2		52,000	1,444,624	事務所賃料・駐車場賃料11月分	⑨	
2025/10/27	3		16,500	1,428,124	政策リサーチ11月分 支払い	①	
2025/10/27	4		5,349	1,422,775	携帯電話代 支払い	⑨	
2025/10/27	5		1,250	1,421,525	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2025/10/27	6		980	1,420,545	i P a dアップルケア 支払い	⑨	
2025/10/27	7		36,640	1,383,905	プリンター代金 支払い	⑨	
月 計		810,000	115,425	694,575			
累 計		2,430,000	1,046,095	1,383,905			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/11/10	1		5,081	1,378,924	ガソリン代 支払い	①	
2025/11/25	2		52,000	1,326,924	事務所賃料・駐車場賃料12月分支払い	⑨	
2025/11/25	3		16,500	1,310,424	政策リサーチ12月分支払い	①	
2025/11/26	4		6,448	1,303,976	事務所電話代 支払い	⑨	
2025/11/26	5		5,362	1,298,614	携帯電話代 支払い	⑨	
2025/11/26	6		980	1,297,634	iPadアップルケア 支払い	⑨	
2025/11/26	7		1,250	1,296,384	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2025/11/26	8		10,240	1,286,144	ノートパソコンアップルケア 支払い	⑨	
月 計		0	97,861	-97,861			
累 計		2,430,000	1,143,956	1,286,044			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札場 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2025/12/10	1		16,500	1,269,544	時事通信1～3月分 支払い	①	
2025/12/25	2		16,500	1,253,044	政策リサーチ1月分 支払い	①	
2025/12/25	3		52,000	1,201,044	事務所賃料・駐車場賃料1月分 支払い	⑨	
2025/12/26	4		5,355	1,195,689	携帯電話代 支払い	⑨	
2025/12/26	5		1,250	1,194,439	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2025/12/26	6		980	1,193,459	iPadアップルケア 支払い	⑨	
2025/12/26	7		306,762	886,697	チラシ印刷・ポスティング代 支払い	⑦	
月 計		0	399,347	-399,347			
累 計		2,430,000	1,543,303	886,697			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2026/1/10		810,000		1,696,697	政務活動費1月2月3月分 受入		
2026/1/13	1		23,800	1,672,897	携帯電話 (iPhone17)アップルケア (2年一括払い・2025/11～ 2027/10) 支払い	㊟	
2026/1/13	2		2,557	1,670,340	ガソリン代 支払い	㊠	
2026/1/13	3		131,840	1,538,500	パソコン (Mac Book Air) 代 支払い	㊟	
2026/1/13	4		3,543	1,534,957	OPEN AI 利用料 支払い	㊠	
2026/1/14	5		2,160	1,532,797	視察交通費 支払い	㊠	
2026/1/14	6		1,610	1,531,187	視察交通費 支払い	㊠	
2026/1/26	7		980	1,530,207	iPadアップルケア 支払い	㊟	
2026/1/26	8		1,250	1,528,957	携帯電話アップルケア 支払い	㊟	
2026/1/26	9		9,175	1,519,782	携帯電話代 支払い	㊟	
2026/1/26	10		39,000	1,480,782	事務所家賃・駐車場賃料2月分 支払い	㊟	
2026/1/26	11		6,673	1,474,109	事務所電話代 支払い	㊟	
2026/1/26	12		16,500	1,457,609	政策リサーチ2月分 支払い	㊠	
2026/1/26	13		10,800	1,446,809	パソコン (Mac Book Air) アップルケア (1年間・2025/11～ 2026/10) 支払い	㊟	
月 計		810,000	249,888	560,112			
累 計		3,240,000	1,793,191	1,446,809			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2026/2/10	1		38,860	1,407,949	視察交通費 支払い	①	
2026/2/10	2		3,552	1,404,397	OPEN AI 利用料 支払い	①	
2026/2/10	3		2,394	1,402,003	ガソリン代 支払い	①	
2026/2/25	4		52,000	1,350,003	事務所賃料・駐車場賃料3月分 支払い	⑨	
2026/2/25	5		16,500	1,333,503	政策リサーチ3月分 支払い	①	
2026/2/26	6		980	1,332,523	iPadアップルケア 支払い	⑨	
2026/2/26	7		14,350	1,318,173	視察宿泊費 支払い	①	
2026/2/26	8		9,764	1,308,409	携帯電話代 支払い	⑨	
月 計		0	138,400	-138,400			
累 計		3,240,000	1,931,591	1,308,409			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2026/3/10	1		16,500	1,291,909	時事通信4月～6月分 支払い	①	
2026/3/10	2		2,345	1,289,564	ガソリン代 支払い	①	
2026/3/10	3		3,619	1,285,945	OPEN AI 利用料 支払い	①	
2026/3/25	4		16,500	1,269,445	政策リサーチ4月分 支払い	①	
2026/3/25	5		52,000	1,217,445	事務所家賃・駐車場賃料4月分 支払い	⑨	
2026/3/26	6		6,384	1,211,061	加湿器代 支払い	⑨	
2026/3/26	7		980	1,210,081	iPadアップルケア 支払い	⑨	
2026/3/26	8		9,787	1,200,294	携帯電話代 支払い	⑨	
2026/3/26	9		3,153	1,197,141	事務所電話代 支払い	⑨	
2026/3/28	10		1,660	1,195,481	コピー用紙代 支払い	⑨	
2026/3/30	11		344,425	851,056	チラシ印刷・ポスティング代 支払い	⑦	
月 計		0	457,353	-157,353			
累 計		3,240,000	2,388,944	851,056			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事務所（使用）状況報告書

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

管理責任者 (議員名)	札幌 泰司		
事務所名	ふだば泰司事務所		
所在地	〒593 --8324 堺市西区鳳東町5丁440-1 TEL 072 (271) 9580		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ □ 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	24.5㎡	賃借料	月額 55,000円 (政務活動費充当額 44,000円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ■ 使用面積による 使用面積 20㎡/延べ面積 (㎡) □ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input type="checkbox"/> 電気代・・・ % <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	80%	月額 10,000円 (政務活動費充当額 8,000円) 【所在地】 堺市西区鳳東町5丁440-1
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	他用途との兼用は無いが、政務活動以外の活動にかかる物品を保管している為、面積按分している。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

貸借契約書

(市議事務所)

貸主  様

借主 札場 泰司 様

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 札幌 泰司 (以下「乙」という。)は、この約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	山内貸事務所 (2階部分)		
	所 在 地	(住居表示)	[]	丁440番地1
		(登記簿)	堺市西 []	丁440番地1と439番地
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	平成22年4月
面 積	2階約24.5㎡			
附 属 施	[]			
備 考	現状有姿のままの賃貸借とする。			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

借主本人の市議事務所として使用。

頭書(3) 契約期間

平成29年4月27日 から 平成31年4月26日まで(2年間) 但し、家賃の発生は借主の使用開始準備期間を考慮し、来る7月1日からとする。

目的物件の引渡し時期

平成29年4月27日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000円 (消費税4,000円)	管理・ 共益費	無し
札 金	[] 円	電気・上下水道使用料はメーター計測により別途支払いとする。	
その他の条件		ガスの引込みはありません。必要時は借主において電気器具・プロパンガス器具等の設置を行うこと。	
貸与する錠	錠 No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日	本
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	近畿大阪銀行 号 []	[]
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	店名 []
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	[]

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	[REDACTED]	[REDACTED]
	(自宅)TEL	[REDACTED]	[REDACTED]
	(勤務先)TEL	[REDACTED]	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所 堺市	[REDACTED]

管理者	[REDACTED]
所在地	堺市 [REDACTED] TEL [REDACTED]

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]

頭書(8) 更新に関する事項

貸主及び借主双方異議が無ければ本契約は更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。)

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現状有姿のままの賃貸借とする。
- ・借主は市議事務所として使用するに必要な内外装及び一切の設備の改修・新設は借主の負担において行うものとする。また原則、建物の主要構造部(屋根・梁・壁・柱・床・階段等)の変更は行わないものとするが、飾壁の撤去及びその他の壁・床・階段の表面内装をリフォームしようとする時は貸主の承諾を得て行うこととする。
- ・借主の都合により市議事務所以外の用途事業を併設しようとする際は、向かい側に存する本件仲介者店舗(不動産賃貸仲介業)と同じ事業は、道義上行わないことを約するものとする。
- ・本建物にはガスの引込みが無いので必要な時は借主において電気器具・プロパンガス器具の設置等を行うこととする。
- ・本契約条項と本特約条項が重複する場合は特約条項を優先する。

- 一 本物件を頭書(2)記載の使用用途以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項及び特約に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 乙は、明渡し日を2ヶ月前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 - 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件を引渡し当初の原状に復する義務を負わない。但し、自然損耗以外の乙の使用上の過失等による重大な損傷がある時は、乙はその損傷部を修復し甲の承認を得て退去するものとする。
 - 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入立ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理者の変更

(乙の通知義務)

第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、使用目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」は、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。尚、本件賃貸借契約において契約書各条項と特約条項の定めが重複する場合は特約条項の定めを優先するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月27

甲 - 貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]		
乙 - 借主	氏名	札幌 泰司	TEL	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]		
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]		

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	堺市西区鳳東町4丁325 072-272-1532	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	PAPASビルマネジメント	商号又は名称
	代表者の氏名	中野 清隆	代表者の氏名
	免許証番号	大阪府知事(9)第2690号	免許証番号
	免許年月日	平成28年11月21日	免許年月日
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	中野 清隆	氏名
	登録番号	(大阪) 第027640号	登録番号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	PAPASビルマネジメント 堺市西区鳳東町4丁325 072-272-1532	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

駐車場賃貸借契約に係る覚書

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 ふだば泰司事務所 を乙として平成 29 年 6 月 17 日に締結された駐車場賃貸借契約書について、下記の通り条文を修正する事とし、その証として本書2通を作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

*原契約

(所在地) 堺市西区鳳東町5丁440-1

(名 称) 山内駐車場 [REDACTED] 号

(車 種) 普通車

(賃 料) 10,000円/月

※第17条

「乙は本契約を更新する際に期間満了の1か月前までに甲に使用継続の通知をするものとし、万一通知を怠った場合で何ら連絡の無い時は本契約は解除したものとし、以後の使用を停止されても一切異議を申し立てないものとする。」

↓(修正)

「本契約の期間満了の1か月前までに、甲・乙から何らの意思表示がないときは、本契約は更に1年間同一条件をもって更新されるものとする。」

平成30年 5月 / 日

貸主(甲)住所

氏名

TEL

借主(乙)住所

氏名

TEL

政策リサーチ利用個別覚書

札幌 泰司（以下、甲という）と株式会社トーショー（以下、乙という）とは、甲乙間の平成30年11月13日付政策リサーチ申込書（以下、申込書という）に基づき、次のとおり個別覚書（以下、本覚書という）を締結する。

本覚書に定めた以外は、政策リサーチ利用規約によるものとする。

第1条（料金）

甲は乙に対し、下記のシステム利用料金等を、下記口座に振り込んで支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

記

(1) 初期登録費用	金	15,000円（消費税別）
(2) 月額システム利用料	金	15,000円（消費税別）

振込口座 三菱東京UFJ銀行 室町支店
普通預金 [REDACTED]
名 義 株式会社トーショー

第2条（支払方法）

甲は乙に対し、平成29年12月末日限りの支払いにより前条の利用料金の支払を開始するものとする。

2. 甲の初回の支払は、初期登録費用と利用開始月分（12月利用分）及び翌月分（2019年1月利用分）の月額情報利用料を合わせて支払うものとする。
3. 以降の月額システム利用料の支払は、利用月の前月末日までに支払うものとする。但し、利用月の前月末日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日までとする。

第3条（利用期間）

政策リサーチの契約期間は、次のとおりとする。

2018年12月1日より2019年11月30日

第4条（更新及び解約）

甲から乙に対し、利用期間満了日より3か月前までに書面による解約の申出が無い場合は、1年間の自動更新を行うものとする。

以上のとおり、覚書を締結したので、その証として本書2通を作成し、甲乙各1通保有するものとする。

平成30年 11月13日

(甲)

堺市西区鳳東町5丁440-1

礼場泰司



(乙) 株式会社 トーショー
東京都中央区銀座5-9-8
クロス銀座ビル7階
代表取締役社長 小出陽平



様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 札幌 泰司

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2025.12.4	MacBook Air		164,800 円	131,840 円 (按分率 80%)	5 年	2030.12.3	
2022.1.13	iPhone 13 Pro		134,800 円	134,800 円 (按分率 100%)	5 年	2027.1.13	R7年12月30日故障の為
2022.03.07	iPad Pro		106,800 円	85,440 円 (按分率 80%)	5 年	2027.3.7	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

物流・自動車局 技術・環境政策課 自動運転戦略室長 [redacted] 様
企画・電動化・自動運転参事官室専門官 [redacted] 様
総合制作局 地域交通課 地域交通計画調査官 [redacted] 様
・堺市東京事務所 所長 羽田 貴史 様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①地区計画（地域農業基盤強化促進計画）の取組事例について

②市街化調整区域の利活用・規制緩和事例について

6月26日 14:00 衆議院第一会館 B1F 第8会議室に到着、ヒアリング。

ご対応者

国会連絡室長 [redacted] 様
大臣官房製作課 経営局経営政策課 調査官 [redacted] 様
農村振興局 農村計画課 土地利用計画班 課長補佐 [redacted] 様
農地転用班 課長補佐 [redacted] 様
農村振興局 農村政策部 農村計画課長 [redacted] 様

【地区計画（地域農業基盤強化促進計画）の取組事例について】

・全国の32.8%が10年後の農地の受け手がいない状況。多くが将来、誰が農業を行なっていくのかが定まっていない。令和5年農業経営基盤強化促進法の改正で、市町村が農協・農業者等と将来の地域農業をどうしていくのか、将来のビジョンを明確にしていくもので、農業従事者の減少していく中で、農地の利用をしていくのかを地図に落とし込んでいき、今年3月までに農地を集約していく事を決めた。

【質疑応答】

Q：地区計画の手法は各市町村で違うのか？

A：各市町村で農地の規模や所有者数などに違いがあり、話し合いや手法に違いはある。

Q：農地の集約について将来的な見直しを行うことは考えているのか。

A：毎年更新していってもらうものと認識している。

Q：耕作放棄地、所有者不明地についてはどうしていくのか。

A：所有者が判明している耕作放棄地については話し合えるが、所有者が判明しない農地については今後の課題。

【市街化調整区域の利活用・規制緩和事例について】

・農地と農地以外への転用による利用のバランスを図るため、除外規定 地域
岸和田市に線引交換分合制度を利用した事例がある。→昭和57年ころコスモポリス計画のトン
挫により、企業が先行して取得していた土地や、農地と混在した土地が生じたため。エリア分け
て土地の集約を行った。地元調整にはかなりの時間・労力が必要であった。

【質疑応答】

Q：土地交換については同じ面積で行ったのか。

A：基本は同等の面積ではあるが、差が生じる場合は金銭で解決している。

【堺市東京事務所について】

○時系列の報告

6月27日 9:30 堺市東京事務所に到着後、ヒアリング。

ご対応者

堺市東京事務所 所長

羽田 貴史 様

- ・ これまでは、堺市と官公諸庁とのセッティングに重きを置いた業務だったが、永藤市長の方針により、堺市のPRや堺市へ進出しようとする企業とのマッチングに注力している。
- ・ 他の自治体の中には、虎ノ門や高輪ゲートウェイなどの新興企業が集まる地域に拠点を移しているところもあり、本市としても今後東京事務所の在り方を考える必要性がある。

【堺モビリティイノベーションプロジェクトについて】

○時系列の報告

6月27日 11:00 衆議院第一会館B1F第8会議室に到着、ヒアリング。

- ・ 堺市の取組自体は先進的なものである。
- ・

Q：自動運転バスに、国としてどのレベルを求めていくのか。

A：危険な事象が生じたときに、事故が起こらないレベルを考えている。レアケースに人の介在はしかなないと考えている。自動運転の技術だけで危険事象が起こらない様にするのではなく、路上駐車車両が生じない様な通行環境整備も必要と考えている。

Q：正着性をどの程度まで求めるのか。

A：誤差があっても利用者が安全に利用できるものであれば許容されるものとする。

Q：中国やアメリカで実走している自動運転タクシーなど、日本ではどのくらいの将来で導入されるのか。

A：Googleのウェイモと日本交通が組んで東京で無人タクシーを近い将来導入しようとしている。技術は日進月歩なので、それほど遠くない将来導入されるかと思う。

Q：交通結節点整備の例示はどの場所なのか。

A：埼玉県大宮のイメージ図を資料に記載している。

Q：公共交通の自動運転が広がるのはいつぐらいになるのか。

A：国のめざしている時期は2027年に100箇所での展開を想定している。


Q：2027年時点での自動運転はドライバーフリーを想定しているのか。

A：運転を要しないということで、ドライバーの役割は接客や料金収受であったりするので、地域によって様々な役割を求められるかと思う。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

6-8、6-9、6-10、6-11、7-6、8-3

福岡市住宅都市みどり局みどり推進部 みどり活用課長
みどり活用課 活用係長
みどり活用課
みどり推進部 Park-PFI 推進課長



様
様
様
様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①北九州グローバルゲートウェイについて

・施設の概要について

スタジオセットやスタジオ、ホテルのフロント、実際のオーストラリアを模したレストラン、北九州市の特色を活かしてスターフライヤーの飛行機内を展示し、教室の様な作りになっている。

・キッズゾーンについて

0歳から小学校3年生程度の子どもたちが集まる英語環境を提供し、外国人スタッフと一緒にのおままごとやコーラスなどの遊びを通じて英語に親しめる空間となっている。この部屋は非常に人気があり、夏休みの8月1ヶ月間だけで保護者800人以上が利用。アウトレット内にあることもあり、英語に抵抗がある家族でも気軽に利用でき、英語以外でも自由に遊べる時間を設定しており、英語学習への入り口として機能している。

・施設の収容能力について

館内全体で200人、キッズゾーンで40人程度を対象としている。幼稚園や保育園の団体利用も多く、身障者用トイレも併設されている。

・体験プログラムとして、フィリピンとのオンライン接続を活用した映像体験や、エアラインメニューを使った実践的な英語学習が行われている。

・スタッフ体制は、外国人スタッフが30人近くいて、間違いを恐れずに伝えようとする意志を重視し、楽しんで学ぶプログラムづくりがされている。

・利用者層として、60歳以上の生涯学習者向けのプログラムも実施している。

・ニューススタジオでは、職業体験として英語で話す機会を提供している。

・当施設は、2022年北九州市から要請を受けて開設し、2022年と2023年に北九州市の予算で小学校3年生から中学3年生まで全7学年の学生が2年間無料で利用。2024年に市の事業が終了し、現在は公民館資料費のみで運営。

②福岡市みどり経営基本方針について

・福岡市の公園整備と管理に関する「みどり基本計画」の改定と公園の多様な利活用について説明を受けた。「みどり基本計画」は平成25年に基本構想が策定され、令和7年12月に改定された。

- ・公園の収支改善のため、料金設定の見直しや駐車場の有料化を行った。同時に10年後の職員配置計画を策定し、多様な利活用による赤字解消の目標が設定されている。
- ・清流公園では、県立中央公園との連携やPFI事業の活用について検討が行われており、公園そのものの価値向上のために、スポーツ施設や体育館の活用を行っている。
- ・コミュニティパーク事業では、パークハウスの建設や運営費用等に関しては自治会等が運営委員会を設置しており、市費負担は無いとの説明があった。

③福岡市博物館リニューアル推進事業について

- ・福岡市博物館リニューアル事業の入札が不調となった事に関しては、サウンディング時には複数の事業者が関心を示していたが、実際の入札では応札者数が減少したとのことで、原因として総事業費が207億円という大規模なもので、建築部分と設計施工で3年間、その後15年間の運営を含めた金利等も含めた金額であり、建築需要の高まりにより、条件の悪い案件には事業者が手を挙げにくい状況があると説明があった。
- ・事業手法の検討について、直営での実施も検討したが、運営については民間に任せた方がメリットがあるとの判断で、15年間の長期契約を選択したと説明した。ただし、民間事業者がリスクを見込まざるを得ない部分については、公共側に戻すことも検討していると説明があった。
- ・施設の現状について、博物館南側ゾーンは以前駐車場だったが、現在は空地となっており、リニューアル工事期間中の駐車場需要は賅える状況にあると説明があった。
- ・来館者数については、ジブリ展などの人気展示があると来館者数が急増するが、通常時は安定していると説明された。
- ・博物館特有の課題として、図書館とは異なり博物館の収蔵物は形状や大きさが様々で、収蔵物保管に難しさがあると説明があった。
- ・博物館が臨海地区の埋立地にあるという立地条件を考慮し、高床式構造を採用し1階部分は柱のみとすることにより津波等の災害時にも対応できる構造設計にしたと説明があった

⑤ 公共施設の耐震化について

- ・福岡市の水道・下水道・橋梁の耐震化計画について説明を受けた。
- ・福岡市水道事業基本計画として、下水道長期ビジョンについての説明があり、水道ビジョンにおいて「安全で良質な水を安定供給」という基本理念のもと、「安全・強靱・持続」を踏まえた福岡市水道事業計画の方向性があり、目指すべき方向性の実現に向けて四つの施策目標が設定され、将来にわたって市民が安心して水道水を使用できるよう取り組んでいるとの説明があった。
- ・耐震化事業については、「危機管理対策の推進」が政策目標となり、主な施策として大地震等災害対策の主要事業として耐震化事業が推進されており、管路耐震化については、耐震ネットワーク工事を実施、福岡市地域防災計画において指定された避難所や給食事業所などへの給水ルートを優先的に耐震化する取り組みが進められている。
- ・耐震化については当初 247 施設を対象としていたが、最終的には 256 施設を対象とし、令和 6 年度末で全てのルートが完了しており、さらに、第二次耐震ネットワーク工事として、令和 7 年から令和 14 年度まで一時避難所である公民館などを対象とした 90 施設の整備計画が進められている。
- ・福岡市下水道経営計画は、老朽化が進む下水道施設や激甚化・頻発化する自然災害などの近年の状況を踏まえて策定された計画で、令和 7 年度から令和 10 年の 4 年間で、計画的な水処理センターの改築工事实施、次に浸水対策として令和元年度から市内全域の対策実施、最後に地震対策としてポンプ所・水処理センターの耐震性向上
- ・事業費については、浸水対策と地震対策を重点的に推進するため、4 年間で約 1150 億円を見込み、震対策については 4 年間で約 126 億円、令和 7 年度は約 27 億 7400 万円の予算が計上されている。
- ・橋梁等の耐震化計画は、令和 2 年度に策定され、令和 4 年度から供用が開始されている。平成 7 年の阪神淡路大震災、平成 17 年の福岡県西方沖地震、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震などを受けて、道路を含むインフラの耐震対策が重要視されている。
- ・福岡市では、令和 2 年 3 月末時点で 2022 橋の道路橋梁を管理しており、そのうち緊急輸送道路や跨線橋などの重要度が高い橋梁が 185 橋あり、耐震対策が必要な橋梁として 100 橋を耐震補強対策の対象として選定している。

- ・耐震補強対策は3期に分けて実施され、第1期では跨線橋・歩道橋20橋の耐震補強、第2期以降では緊急輸送道路に位置する橋梁の耐震補強を順次実施する計画で、対策スケジュールは第1期7年、第2期8年、第3期5年の計20年間とし、概算事業費として80億円が見込んでおり、令和6年度末時点で13橋に着手している。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1-5, 1-6, 2-1, 2-7